

令和3年度  
第423回 千葉地方最低賃金審議会  
議事録

令和3年8月2日  
13:30~14:15  
千葉労働局1階会議室

令和3年度  
第423回 千葉地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日時 令和3年8月2日(月) 13:30 ~ 14:15
- 2 場所 千葉労働局1階会議室
- 3 出席者(委員)
  - 公益委員  
大澤委員、鈴木委員、中原委員、下田委員、大竹委員
  - 労働者側委員  
高柳委員、野田委員、近藤委員、阪口委員、岡田委員
  - 使用者側委員  
渡部委員、今関委員、由川委員、稲葉委員、黒岩委員
- 4 議題
  - (1) 意見陳述について
  - (2) 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について
  - (3) 最低賃金に関する基礎調査の結果について
  - (4) 千葉県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
  - (5) 今後の審議日程等について
  - (6) その他
- 5 配付資料
  - (1) 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について  
(目安答申・目安に関する公益見解・目安に関する小委員会報告)
  - (2) 令和3年度賃金改定状況調査結果について  
(第2回目安に関する小委員会資料)
  - (3) 令和3年度最低賃金に関する基礎調査報告書
  - (4) 最低賃金に関する基礎調査結果(特性値)の推移
  - (5) 令和3年千葉県最低賃金改正の影響率
  - (6) 生活保護と最低賃金  
(第2回目安に関する小委員会資料)
  - (7) パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額・下限額等  
(第2回目安に関する小委員会資料)
  - (8) 千葉県における特定最低賃金の改正の申出一覧表

## 6 議事内容

### ○ 大澤会長

ただ今から、第 423 回千葉地方最低賃金審議会を開催いたします。本審議会は、運営規程第 6 条に基づき公開で開催することになりますので公示しましたところ、傍聴を希望される方が 1 名いらっしゃいます。

事務局は、本審議会の成立について報告をお願いします。

### ○ 植村賃金指導官

本日は、公労使すべての委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを御報告いたします。

### ○ 大澤会長

労働局長が交代されていますので、江原労働局長から御挨拶をいただきたいと思います。

### ○ 江原労働局長

千葉労働局長を 7 月 1 日付けで拝命いたしました江原でございます。どうぞよろしく願いいたします。本日は、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、非常にお暑い中、本審議会に御出席を賜り誠にありがとうございます。本年度の最低賃金につきましては、6 月 25 日に開催された本審議会において、改正諮問をさせていただいたところです。その後、専門部会が設置され、既に御審議いただいておりますことに重ねて御礼申し上げます。

さて、7 月 16 日に開催された中央最低賃金審議会において、令和 3 年度の地域別最低賃金額改定の目安が厚生労働大臣に答申されたところでございます。本日の資料としてお配りしてございますが、目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らず、公益委員見解が地方最低賃金審議会に提示されたところでございます。詳しい状況につきましては、この後、事務局から説明させていただきますが、委員の皆様には、引き続き、集中的な御審議をお願いしたいと思っております。地域の経済状況、雇用状況など実態を踏まえて御答申いただきますようお願い申し上げます。御審議のほどよろしく願いいたします。

### ○ 大澤会長

審議に入らせていただきます。まず、議題1の意見陳述です。事務局から説明をお願いします。

○ 植村賃金指導官

千葉県労働組合連合会から提出があった意見書において意見陳述に関する要請を受け、6月25日に開催した本審議会において陳述の場を設けることに御了承いただいたところです。

陳述人は1名で川俣陳述人となります。

< 陳述人入場 >

○ 大澤会長

陳述人は5分程度の時間で説明をお願いします。

○ 川俣陳述人

私は、自治労連千葉県本部女性部の川俣理佳と申します。よろしくお願いたします。自治労連千葉県本部は、県内の自治体や公務公共職場で働く労働者を組織する労働組合です。正規職員も非正規職員も、全体の奉仕者として住民の命と暮らしを守るために日々奮闘しております。2020年4月から、自治体に働く臨時・非常勤職員が整理され、地方公務員法が改正されました。そこに会計年度任用職員ということが明記されております。本日は、千葉県内の公務職場の会計年度任用職員の実態と、この場で審議される千葉県最低賃金について、意見・要望を述べさせていただきます。

初めに、千葉県の公務労働者の非正規率です。添付しました別表1を御参照ください。2020年4月1日現在、千葉県を含む55自治体のうち、会計年度任用職員の割合、非正規率といいますが、5割台が3自治体、4割台が19自治体、3割台が18自治体。そのうち、市町村で、会計年度任用職員の約84%が女性です。これについては図1に書いております。市役所の窓口業務や相談員、保育、学童、介護、福祉職場など、その多くがエッセンシャルワーカーとして勤務しております。

2つ目に、最低賃金に張り付く自治体非正規労働者の時給の実態です。私共が加盟している千葉労連は、毎年秋に県内の各自治体を訪問し、臨時・非常勤職員、いわゆる会計年度任用職員の賃金・労働条件改善のために懇談を行っております。懇談の資料として事前のアンケートを行っております。その年の4月1日現在の賃金・労働条件について調査し、集計しております。その結果から判明したことです。自治体に働く非正規労働者の4月時点での

最低時給は、その時点の最低賃金を基本としている自治体が2割近くあるという事実でした。表1を御覧ください。各年度の最低賃金の推移と各自治体の非正規職員のうち、最低賃金を時給に設定している自治体の数を表にさせていただきます。前年の10月に改定された最低賃金を時給として使用している自治体は、県を含めた55自治体の中で10~13自治体となっております。さらに、55自治体のうち23自治体、約42%が923~925円という最低賃金に張り付いているということが分かりました。図2の表で示しております。

3つ目が、人材の流出についてです。保育、学童指導員など、この職種については人員不足のある中、ボーナスや退職金のある民間施設に転職したり、最低賃金に張り付いた時給の郡部から少しでも時給の高い都市部へ、又は東葛や葛南地域からは江戸川を超えて最低賃金が高い東京都の方へ勤務地を変える実態があります。会計年度任用職員による雇用継続の不安もあり、少しでも生活費を多く稼げる職場を見つけるということは至極当たり前のことです。表2では東京と千葉の最低賃金を比較し、1日7時間、1か月20日、12か月分で計算したところ年収で147,840円の差額が出ました。

4つ目です。コロナ感染症による雇用不安の広がりから見えたものは、自治体・公務公共の存在意義とその重要性です。一方で浮き彫りになったのが、日本の格差と貧困でした。民間も公務も、賃金の底上げをしなければ生活不安は解消されず、当然、地域経済の冷え込みを招きます。最低賃金に張り付いた賃金で働く労働者の生活改善の一番の近道は、最低賃金の引上げなのです。生計費に基づいた水準での議論、憲法25条や最低賃金法に照らした審議を強く要望するものです。

5つ目に、最賃引上げにかかわって中小企業や小規模事業者の支援を検討する必要があると述べさせてもらっておりますので、是非後ほどお読み取りください。

最後に、補足で2つの事例を述べさせていただきます。

1つは、君津市で働くシングルの方です。会計年度任用職員として昼は調理員で8時から3時まで働いております。これでは子供との生活がやっていけないとのことで、夜は地元の回転寿司屋でアルバイトをし、ダブルワークをしています。もう1つは、浦安の日勤保育士です。会計年度任用職員制度が導入されたことによって、5日あった夏休みが3日に削減されました。ちなみに、浦安市の正規職員は8日の夏休みがあります。この会計年度任用職員の導入で担任も外されました。ですが、彼女たちは子供たちの成長・発達のために日々頑張っています。保育の職に補助的業務のものはないと誇りをもって毎日仕事をしています。

以上述べたとおり、今年の千葉県最低賃金改定のための審議を行うに当た

っては、労働者の生活実態や女性の賃金水準の向上という点から、先ずは千葉県の最低賃金を少なくとも東京都と同じ時給 28 円上がった場合、東京は 1,041 円となりますので、それ以上とすること。併せて、早急に 1,500 円以上を実現する方向で審議されることを要望いたします。以上で私の意見陳述を終わります。最後まで御清聴ありがとうございました。

○ 大澤会長

ありがとうございました。ただ今の説明についてお尋ねしたいことがありましたら、発言をお願いします。

○ 一同「なし」の声

○ 大澤会長

よろしいですか。それでは以上となります。ありがとうございました。

< 陳述人退場 >

○ 大澤会長

次に、議題 2 の令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安についてです。7 月 14 日付けで目安小委員会の報告が出され、7 月 16 日に中央最低賃金審議会から答申がなされましたので、その答申の内容について事務局から説明をお願いします。また、賃金改定状況調査の結果についても併せて説明をお願いします。

○ 庄司賃金室長

資料 1 を御覧ください。目安答申の写しでございます。まず 1 点目として、令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。2 点目として、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙 1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地方最低賃金審議会に提示するもとする。3 点目として、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。4 点目として、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むこと

を政府に対して強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。5点目として、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望するとしています。

次に、目安の概要を説明いたします。次のページの公益委員見解を御覧ください。

2(1)の中段以降に公益委員見解を取りまとめるに当たって検討した事項が7点示されております。次のページには、労働者側見解及び使用者側見解の内容が報告されております。

続きまして、令和3年賃金改定状況調査結果の概要についてです。資料2になります。資料の説明の前に、賃金改定状況調査の修正について説明させていただきます。賃金改定状況調査は、中央最低賃金審議会における資料としていたところですが、7月1日の第2回目安小委員会の資料として提出した際、令和3年の賃金改定状況調査結果について集計誤りが判明したとのことでした。原因は、サービス業の集計方法を変更した際、プログラム設定ミスにより集計誤りが生じたとのことです。今後このような誤りが生じないように徹底してまいるとのことでした。なお、本日の資料は訂正後の調査結果をお配りしております。調査事業所数は、千葉県が属するAランクは1,377事業所となっております。調査対象期日及び項目は、令和2年6月及び令和3年6月における労働者の月間所定労働日数と1日の所定労働時間数、労働者の所定内賃金額等です。賃金改定率については、令和3年1～6月までの事実について調査した結果でございます。

3ページの「第1表 賃金改定実施状況別事業所割合」の「産業計」の「ランク」「計」欄を御覧ください。「1～6月に賃金引上げを実施した事業所」は、対前年比4.9%減の36.3%でございます。また、「1～6月に賃金改定を実施しない事業所」は、対前年比6.7%増の48.8%でございます。「7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所」は、対前年比1.6%減の13.5%でございます。「ランク」「計」欄を産業別に見ますと、いずれの業種も昨年に比べ「1～6月までに賃金引上げを実施した事業所」の比率は減少しております。なお、千葉県が属する「産業計」の「A」欄を見ますと、「1～6月までに賃金引上げを実施した事業所」は34.2%でございます。資料には記載がありませんが昨年は39.2%でしたので、対前年比5.0%減となっております。「1～6月に賃金引下げを実施した事業所」は1.4%です。昨年は1.5%でしたので、

対前年比0.1%減となっております。「7月以降も賃金改定を実施しない事業所」は52.6%で、昨年は43.0%でしたので、対前年比9.6%増となっております。「7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所」は11.8%で、昨年は16.2%でしたので、対前年比4.4%減となっております。

次に「第2表 事業所の平均賃金改定率」ですが、これは、ランク別、産業別に平均賃金改定率を示したものです。「賃金引上げ実施事業所」についての賃金改定率は、「ランク」「計」の「産業計」で3.0%、昨年は2.8%でしたので、対前年比0.2%増でした。「賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計」では、「ランク」「計」の「産業計」で0.9%、「ランク」「A」の「産業計」は0.8%でございました。

次に「第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」でございます。これは賃金引上げ実施事業所について、賃金引上げ率の分布状況を特性値により示したものでございます。「ランク」「計」の「産業計」を見ていただきますと、「第1・四分位数」は1.0%、「第3・四分位数」は3.0%といった数値でございます。

次に「第4表 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」ですが、これは一般労働者とパートタイム労働者を合わせた賃金上昇率で、全調査事業所のものを取りまとめたものでございます。「男女計」「産業計」の「1時間当たり賃金額」を前年同月と比較しますと、千葉県の「ランク」「A」は1,464円で昨年の1,456円より8円上がっております。「賃金上昇率」は0.5%で、昨年は1.5%でした。

次に第4表の一般・パート別内訳についてです。「パート」の部分をご覧いただきたいのですが、「ランク」「A」の「産業計」で昨年1,144円から1,148円に4円上がっており、賃金上昇率では0.3%となっております。

私からの説明は以上となります。

○ 大澤会長

事務局から、今年度の目安についての答申の内容と、賃金改定状況調査の結果について説明がりましたが、何か質問はございますか。

○ 一同「なし」の声

○ 大澤会長

続きまして議題3です。事務局が実施した「最低賃金に関する基礎調査」の結果について、事務局から説明をお願いします。



## ○ 植村賃金指導官

資料 3、別冊の資料となっております「最低賃金に関する基礎調査報告書」について概略を御説明いたします。昨年度は地域別最低賃金と特定最低賃金を別々の冊子にしてお配りいたしましたが、今年度は一昨年以前と同様に1冊にしております。昨年度よりボリュームが減っておりますが、最低賃金の検討資料としては使用頻度が低い集計区分のものを省略させていただきました。具体的には、地域別最低賃金においては一般とパートで区分した集計結果を、特定最低賃金においては、7産業を更に細かい産業毎に区分した集計結果を省略させていただきました。なお、省略した集計結果につきましても昨年同様に集計可能でございますので、必要がございましたらお申し付けください。

1ページは本調査の概要です。右下の「5 集計」の「(2) 調査集計事業所数」ですが、集計は本年度提出のあった調査票のうち、集計可能な1,289事業所のものを集計いたしました。回収率は昨年度より7%程度高い46.58%です。裏面の「(3) 地域別最低賃金の集計」についてです。集計につきましては、調査対象産業に地域別最低賃金額が適用されている全労働者を対象として集計いたしました。これについては、特定最低賃金適用の7産業で、現在、地域別最低賃金額が適用されている5産業の全労働者、特定最低賃金額が適用されている2産業に属する労働者のうち特定最低賃金が適用除外となっている労働者を加えて集計しております。下表及び別表2「地域別最低賃金 集計産業区分」のとおり集計しております。地域別最低賃金の集計結果には、右側に赤いインデックスを貼っております。「(4) 特定最低賃金の集計」についてです。集計につきましては、特定最低賃金の適用が除外されている労働者を集計から外した上で、特定最低賃金適用7産業それぞれについて集計しました。下表及び別表3「特定最低賃金 集計産業区分」のとおり集計しております。特定最低賃金の集計結果には、青いインデックスを貼っております。

それでは、赤いインデックスの「地域全産業」を御覧ください。千葉県最低賃金調査対象の全産業についての結果です。千葉県最低賃金925円の適用のある産業計になり、最初のページは影響率グラフになります。賃金を引き上げた場合にどのくらいの人に影響があるかをグラフで示したものです。次のページは棒グラフで賃金額ごとの労働者数を示しております。その次のページからが総括表になります。賃金額の区切り方は、毎年厚生労働本省ホームページに掲載される本調査結果と同じ区切りにしております。現在適用されている最低賃金額の-10円から+50円までが1円、+51円以降は10円又は100円で区切っております。「合計」欄の上段は累積労働者数、下段の括弧

書が累積労働者数の割合になります。影響率ですが、例えば930円の場合、1円手前の929円の欄にある42,717人で6.1%と読みます。

次に資料 4 ですが、基礎調査における平成29年からの推移を表したものです。

資料 5 は、資料 3 の調査結果から影響率を一部抜粋して見やすくしたものです。

資料 6 は、資料にありますとおり、生活保護の金額を千葉県最低賃金額が上回っていることを御報告いたします。

○ 大澤会長

ただ今の事務局の説明について、何か質問はございますか。

○ 一同「なし」の声

○ 大澤会長

議題4の千葉県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についてです。特定最低賃金の改正申出について、事務局から説明をお願いします。

○ 植村賃金指導官

資料 8 を御覧ください。現在、千葉県に設定されている7件の特定最低賃金について、各産業に属する労働団体の代表者から千葉労働局長に特定最低賃金改正の申出書が提出されました。申出書の内容を審査したところ、問題はございませんでした。

○ 大澤会長

それでは、労働局長から諮問がなされますので、お受けしたいと思います。

< 江原労働局長より大澤会長に諮問文を手交 >

○ 大澤会長

事務局は諮問文の写しを配付してください。

確認のため事務局は諮問文の朗読をお願いします。

○ 植村賃金指導官

< 諮問文朗読 >

○ 大澤会長

ただ今、労働局長から諮問を受けましたので、8月4日に第1回特別小委員会を開催し、労働団体から申出書の提出があった現行7業種の特定最低賃金について、改正の必要性を審議することとします。

また、6月25日に開催された運営小委員会の決定により、意見陳述の申出があった場合には、8月4日の第1回特別小委員会で意見陳述を行うこととします。

労働者側から、意見陳述について発言はありますか。

○ 高柳委員

8月4日の特別小委員会で意見陳述させていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 大澤会長

使用者側はいかがですか。

○ 渡部委員

ありません。

○ 大澤会長

それでは、意見陳述を行うことといたします。

続きまして、議題5の今後の審議日程等について、事務局から説明をお願いします。

○ 庄司賃金室長

千葉県最低賃金の今後の審議日程につきまして御説明いたします。先ほど申し上げましたように、7月16日に中央最低賃金審議会から目安の答申が出されたところです。委員の皆様には、お忙しい中、申し訳ございませんが、既にお知らせしておりますとおり、本日この後、第2回千葉県最低賃金専門部会に出席していただきます。8月3日と8月4日にも専門部会を開催し、8月5日の本審議会で答申をいただければと思っております。答申が出ますと異議申出の受付を行います。この締切を8月20日(金)、本審議会の開催を8月23日(月)と考えておりますので、よろしくお願いいたします。また、8月23日の本審議会においては、千葉県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についても、審議及び答申を行っていただきたいと存じます。

○ 大澤会長

それでは、事務局から説明のあった日程で進めますので、よろしくお願ひします。

議題6のその他ですが、委員の皆様から何かございますか。

○ 一同「なし」の声

○ 大澤会長

事務局から何かございますか。

○ 庄司賃金室長

本日お配りした資料 7の資料ですが、中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会において、委員からの追加要望資料として示されたもので、「決定初任給(高卒)の推移」や「パートタイム労働者の1求人票当たりの募集賃金」などの資料が示されましたのでお配りしたものです。

また、最低賃金に関する要請書について報告がございます。千葉県労働組合連合会を取扱団体とする「千葉県の最低賃金をただちに時給1,500円以上に引き上げるとともに地域間格差の解消を求める要請書」と題し、千葉県の最低賃金を直ちに時給1,500円以上に引き上げること、最低賃金法を全国一律の最低賃金制度に改正すること、最低賃金の引上げを円滑に実施するため中小企業・小規模事業者に対する各種助成金を拡充することとして5,907筆が提出されました。署名につきましては、原本を本日会場に持参しておりますので、御確認いただくことができます。

私からは以上になります。

○ 大澤会長

これをもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。